

監査公表第 734 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第 10 項に規定する意見を決定しましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 5 月 1 日

京都市監査委員	山	本	惠	一		
	同		隠	塚	功	
	同		鶴	谷	隆	
	同		光	田	周	史

平成 28 年度財政援助団体等監査公表

監査の種類 財政援助団体等監査（出資団体監査，財政援助団体監査，公の施設の指定管理者監査及び随時監査）

監査の対象年度 平成 27 年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

監査の実施期間 平成 28 年 9 月 8 日から平成 29 年 4 月 24 日まで

監査の実施場所 監査事務局及び監査対象団体執務室等

監査の着眼点及

び主な実施内容 出資団体監査については、設立目的に沿って事業が運営されているか及び団体に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的かについて、財政援助団体監査については、補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的かについて、公の施設の指定管理者監査については、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的かについて、それぞれの所管課については、監査対象団体に係る財務に関する事務が適正かつ効率的かについて、関係帳簿，証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を実施した。

監査の対象とした団体

団 体 名	区 分
1 特定非営利活動法人劇研	(指定) (随時)
2 公益財団法人京都市芸術文化協会	(出資) (財援) (指定)
3 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	(出資) (指定)
4 京都商工会議所	(財援)
5 公益財団法人京都伝統産業交流センター	(出資) (財援)
6 公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	(出資) (財援) (指定)
7 社会福祉法人えのき会	(財援)
8 社会福祉法人京都福祉サービス協会	(出資) (財援) (指定)
9 社会福祉法人行風会	(財援)
10 公益財団法人京都市健康づくり協会	(出資) (指定)
11 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	(出資) (財援) (指定)
12 一般財団法人京都市都市整備公社	(出資) (指定)

注 区分欄の表記は、(出資)は出資団体監査を、(財援)は財政援助団体監査を、(指定)は公の施設の指定管理者監査を、(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。
- 5 収支及び財産の状況は、当年度及び前年度の財務諸表に基づいて作成している。

1 特定非営利活動法人劇研

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 波多野茂彌	設立年月日	平成 15 年 11 月 18 日
事務所所在地	京都市左京区下鴨塚本町 1 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	老若男女国籍を問わぬ一般市民に対して、舞台芸術を主体とする芸術を市民が多様な形態で享受できる機会や情報を提供する事業及び芸術文化の振興の支援に関わる事業を通じて、芸術文化の振興ならびに芸術文化を通じての国際交流、児童青少年の育成、社会教育の推進、余暇利用の充実に寄与するとともに、市民生活の豊かさに貢献することを目的とする。		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

特定非営利活動法人劇研（以下「劇研」という。）は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市左京東部いきいき市民活動センター（以下「左京東部いきいき市民活動センター」という。）及び京都市左京西部いきいき市民活動センター（以下「左京西部いきいき市民活動センター」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
(ア) 京都市左京東部いきいき市民活動センター	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町 3 番地の 2	施設の管理運営	文化市民局地域自治推進室
(イ) 京都市左京西部いきいき市民活動センター	京都市左京区田中玄京町 149 番地		

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 以下の事業の実施に係る業務

- (a) 市民公益活動のための施設の提供
- (b) 市民公益活動に関する相談
- (c) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- (d) 市民公益活動に関する調査及び研究
- (e) 市民公益活動を行うもの相互の間及び市民公益活動を行うものとの関係機関との間の連携及び交流の促進

(f) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

b 市民活動センターの維持管理に係る業務

c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

a 左京東部いきいき市民活動センター

(単位：件)

区 分	平成 27 年度
貸館利用件数	5,018

b 左京西部いきいき市民活動センター

(単位：件)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸館利用件数	1,691	2,170	2,298	3,430	4,245

貸館利用件数は増加傾向にあり、平成 27 年度は前年度に比べ 815 件 (23.8%) 増加した。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 27 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

a 左京東部いきいき市民活動センター

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	24,950	人件費	14,761
その他	19	委託費	1,186
		小額修繕費	1,845
		その他	5,206
合 計	24,970	合 計	23,000

収支差額 1,970 千円

b 左京西部いきいき市民活動センター

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	17,040	人件費	11,729
その他	351	事業費	351
		委託費	483
		小額修繕費	80
		その他	2,384
合 計	17,391	合 計	15,029

収支差額 2,361 千円

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 指定管理に係る収支報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項の規定により提出する事業報告書に、施設の管理の業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、収支決算書について、当年度の収支を適正に表したものとなっていなかった。

収入、支出の内容を正確に把握し、事業報告書に適正に記載するよう、劇研に対して指導し、改められたい。

(b) 公金収納に係る事務

京都市会計規則（以下「市会計規則」という。）等に基づき、公金収納受託者は、領収調書、収納金出納簿、収納金報告書及び収納金日計報告書に、確認印として公金収納受託者の個人印を押印する必要があるが、事前に歳入徴収者に届けることなく、他の職員等の印で押印していた。

公金収納受託者に係る事務を適切に行うよう、劇研に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与物品の管理

本市から指定管理業務に要する物品を貸与しているが、次のような事例があった。

- ・ 廃棄した物品について、物品の貸与及び管理に関する契約書に反映せず
に契約を締結していた。
- ・ 備品台帳及び物品の貸与及び管理に関する契約書に記載していない本市
物品があった。
- ・ 物品の貸与及び管理に関する契約書に記載していない本市の物品があり、
契約書の内容と実際の貸与状況が一致していなかった。

物品の貸与に当たっては、貸与物品一覧と現物が一致することを確認した
うえで協定を締結されたい。

(イ) 意見

a 所管課関係

(a) 指定管理施設の管理事務

いきいき市民活動センターの管理に関する協定書の管理の基準に関する事
項では、高齢者ふれあいサロンの開所時間は、月、水、木、金及び土曜日の
午前10時から午後4時30分までとされており、指定管理者はこの協定書に
基づき管理業務を行っている。これに加えて、京都市いきいき市民活動セン
ター貸館事業等実施要綱において、従来、地域の集会所的な機能も担ってき
た経過を踏まえ、地域の自治会等によるコミュニティ活動や葬儀等のため、
使用許可を得て全部、又は一部を占用して使用できるものとされており、特
に必要と認められる場合は、開所時間外の使用も認めている。

この占用使用に係る事務については、いきいき市民活動センターの管理に
関する協定書において、いきいき市民活動センター業務マニュアルに従い適
切に履行することとされているものの、使用を許可する際の判断基準や、開
所時間外に使用を認めた場合の指定管理者が果たすべき業務が明確となっ
ていなかった。

占用使用時の使用許可及び施設管理について、指定管理者が適正かつ円滑
に事務を行うことができるよう、業務の内容を精査し、必要な整理を行われ
たい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課等
(7) 市民活動活性化事業委託料 （左京東部いきいき市民活動センター 地域活動の担い手育成プロジェクト「地域活性型アマチュア楽団育成ゼミ」）	390	文化市民局地域自治推進室
(イ) 市民活動活性化事業委託料 （左京東部いきいき市民活動センター 高齢者との交流プロジェクト「まちの思い出展示会」）	189	
(ロ) 市民活動活性化事業委託料 （左京東部いきいき市民活動センター 近隣地域との交流促進事業「復活！錦林盆踊り大会2015」）	390	
(エ) 市民活動活性化事業委託料 （左京西部いきいき市民活動センター 「地域の魅力を伝える」地域メディア制作プロジェクト）	275	
(オ) 市民活動活性化事業委託料 （左京西部いきいき市民活動センター 高齢者との交流プロジェクト「まちの思い出展示会」）	299	
(カ) 市民活動活性化事業委託料 （左京西部いきいき市民活動センター 若者と共に考える、まちづくりプロジェクト～アートで町を美しく～「少年少女・スタンプ・ウォールペインティング」）	166	
(キ) 市民活動活性化事業委託料 （左京西部いきいき市民活動センター 京都おさんぽコレクション「タイムスリップ・ウォーキング 思い出のまちめぐり」）	57	

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

2 公益財団法人京都市芸術文化協会

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 近藤誠一	設立年月日	昭和 56 年 9 月 30 日
事務所所在地	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町 546 番地の 2 京都芸術センター内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	芸術文化に関する調査研究を行い、芸術文化の分野における創造的活動を助成し、市民文化の普及・向上を図るための各種文化事業を実施し、もって京都市における芸術文化の発展に寄与することを目的とし、あわせて国際文化交流の促進に努めるものとする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市芸術文化協会(以下「芸術文化協会」という。)の基本財産は 5,000 万円であり、1,500 万円(30.0%)を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課である。

イ 事業の状況

- (ア) 芸術文化に関する調査研究及び情報の提供
- (イ) 各種芸術文化事業の実施及び奨励
- (ウ) 芸術文化に関する教育及び普及
- (エ) 芸術家等の育成及び顕彰
- (オ) 芸術文化活動拠点の運営
- (カ) 芸術文化に関する国内外との交流
- (キ) その他芸術文化の振興を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	36,825	39,675	△ 2,850
未収会費	130	155	△ 25
未収金	24,844	36,407	△ 11,562
前払金	1,043	36	1,006
貸付金	18,942	19,060	△ 118
仮払金	328	—	328
流動資産合計	82,112	95,333	△ 13,220
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	38,030	34,341	3,688
公社債	11,970	15,658	△ 3,688
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
管理運営費積立資産	27,000	27,000	—
情報発信強化事業積立資産	3,300	3,300	—
芸術文化特別事業積立資産	9,000	9,000	—
退職給付引当資産	11,091	9,353	1,737
特定資産合計	50,391	48,653	1,737
(3) その他固定資産			
什器備品	0	37	△ 37
その他固定資産合計	0	37	△ 37
固定資産合計	100,391	98,690	1,700
資産合計	182,503	194,024	△ 11,520
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	18,942	19,060	△ 118
未払金	43,539	58,293	△ 14,753
前受金	1,121	—	1,121
前受会費	5	50	△ 45
預り金	2,008	2,145	△ 137
流動負債合計	65,615	79,548	△ 13,933
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,091	9,353	1,737
固定負債合計	11,091	9,353	1,737
負債合計	76,706	88,902	△ 12,195
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出資金	15,000	15,000	—
寄付金	33,803	33,803	—
(うち基本財産への充当額)	(48,803)	(48,803)	—
(うち特定資産への充当額)	—	—	—
指定正味財産合計	48,803	48,803	—
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(1,197)	(1,197)	—
(うち特定資産への充当額)	(39,300)	(39,300)	—
正味財産合計	105,797	105,121	675
負債及び正味財産合計	182,503	194,024	△ 11,520

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	94	111	△ 16
特定資産運用益	71	73	△ 2
受取入会金収益	430	90	340
受取会費収益	2,945	2,740	205
事業収益	203,053	233,256	△ 30,202
受取補助金等	21,675	21,675	—
受取負担金等	10,000	13,000	△ 3,000
受取寄附金	230	300	△ 70
雑収益	1,122	1,010	112
経常収益合計	239,622	272,256	△ 32,633
(2) 経常費用			
事業費	223,322	256,938	△ 33,616
管理費	15,624	15,302	322
経常費用合計	238,947	272,240	△ 33,293
当期経常増減額	675	15	660
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	—	—	—
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	675	15	660
一般正味財産期首残高	56,318	56,303	15
一般正味財産期末残高	56,994	56,318	675
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	48,803	48,803	—
指定正味財産期末残高	48,803	48,803	—
III 正味財産期末残高	105,797	105,121	675

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 規程等の整備

規程等について以下のような事例があった。

- ・ 公益財団法人京都市芸術文化協会処務規程について、別に定めるとして
いるにもかかわらず、定めていなかった。
- ・ 公益財団法人京都市芸術文化協会経理規程について、実務の現状と整合
が取れていないものが見られた。
- ・ 芸術文化協会におけるタクシーチケットの取扱いについては、京都市に
準じるとして事務処理を行っているが、芸術文化協会としての取扱いを定
めた規程等を整備していなかった。

規程等は適正な事務処理を行ううえでの基本となるものであることから、
必要な整備を行うよう、芸術文化協会に対して指導し、改められたい。

(b) 公金収納に係る事務

市会計規則によると、入場券等を用いて収納金を領収する公金収納受託者
は、入場券等受払簿を備えなければならないとされているが、これを備えて
いなかった。

市会計規則に従い、公金収納に係る事務を適正に行うよう、芸術文化協会
に対して指導し、改められたい。

(c) 小口現金の取扱い

公益財団法人京都市芸術文化協会小口現金取扱要領によると、小口現金は、
定められた経費にのみ適用することとし、小口現金出納簿を作成し、常に運
用状況を明らかにしなければならないとされているが、次のような事例があ
った。

- ・ 定められた経費以外に適用し、支出していた。
- ・ 小口現金出納簿を都度記帳していなかった。

小口現金の取扱いに当たっては、適正な管理を行うよう、芸術文化協会に

対して指導し，改められたい。

(d) 専決権限の行使

経費の支出について，専決権限を有しない職員が決定しているものがあった。

事案ごとに専決者を確認し，権限を有する者が決定を行うよう，芸術文化協会に対して指導し，改められたい。

(e) タクシーチケットの使用及び管理

タクシーチケットは，厳格な使用及び管理を行う必要があるが，次のような事例があった。

- ・ 簿冊単位で使用者に交付していた。
- ・ 使用報告書に記入された理由では，タクシーの使用が認められることが不明確であった。

タクシーチケットは，厳格な管理を徹底するとともに，適正に使用されているか確認するよう，芸術文化協会に対して指導し，改められたい。

(f) 委託契約に係る事務

委託契約に係る事務において，以下のような事例があった。

- ・ 京都市助成金等内定者資金融資制度に係る業務委託において，当初の返済期日を経過した後に返済期日延長の手続を行っていたものがあった。
- ・ 市民狂言会に係る業務委託において，契約書の内容と履行内容が異なっているものがあった。

契約書等に基づき，適切な履行を行うよう，芸術文化協会に対して指導し，改められたい。

(g) 消せる筆記用具の使用

職務上作成，管理する文書を作成するときは，改ざんなどの不正な処理を防ぐため，消せる筆記用具を使用してはならないが，京都市助成金等内定者資金融資制度に係る貸借契約書において，消せる筆記用具を使用していたものがあった。

職務上作成，管理する文書は，いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず，適正に作成するよう，芸術文化協会に対して指導し，改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託契約書等の業務内容

京都市契約事務規則（以下「市契約事務規則」という。）によると、契約書を作成する場合には、契約の目的等を記載するものとされているが、市民狂言会の業務委託において、契約書に記載されている業務内容が不明確であった。

契約の締結に当たっては、契約書等により業務内容を明確にするよう改められたい。

(b) 委託業務の履行確認

市民狂言会に係る業務委託において、契約書の内容と履行内容が異なっているにもかかわらず、委託料及び手数料を支払っていた。

委託業務が適正に履行されたことの確認を行われたい。

(イ) 意見

a 所管課関係

(a) 公金収納受託者の補助

市民狂言会の入場券販売代金の徴収及び収納事務については、事業実施に係る業務を委託している芸術文化協会が公金収納受託者として取りまとめを行っているが、収納事務の一部については、委託契約書において補助させることが認められたプレイガイド等（以下「補助者」という。）が行っている。

しかし、公金収納受託における補助者の位置付けが契約書上明らかにされておらず、市会計規則等においても規定されていないこともあり、補助者が受払いした入場券の入場券等受払簿への記入や補助者が領収した入場券販売代金の払込みなどの基準が不明確となっている。

公金収納受託については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、位置付けが明らかでない補助者を認めることは不適切であると考えられる。

については、公金収納受託における補助者の位置付けを明確にし、入場券販売代金の徴収及び収納事務が適切に行われるようにされたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした交付金

(単位：千円)

交付金名	交付金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
京都市芸術文化協会交付金	24,776	芸術文化の発展及び国際文化交流の促進	芸術文化に関する調査研究及び情報の提供、各種文化事業の実施、文化事業の奨励、芸術家の育成及び顕彰その他芸術文化協会の目的を達成するために必要な事業	市長が必要かつ適当と認める額	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

イ 交付金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

- a 芸術文化に関する調査研究及び情報の提供
- b 各種芸術文化事業の実施及び奨励
- c 芸術文化に関する教育及び普及
- d 芸術家の育成及び顕彰
- e 総会・懇親会

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市交付金	24,776	人件費	18,601
		委託費等	6,175
合 計	24,776	合 計	24,776

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 交付金の交付の決定

京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）によると、補助金等の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審

査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるか否かを調査しなければならないが、交付申請書に添付された収支予算書は、交付金対象事業以外のものを含んだ芸術文化協会全体のものであり、交付金の対象となる事業の収支予算が明確となっていないまま受領し、交付の決定を行っていた。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

芸術文化協会は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、京都芸術センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都芸術センター	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2	京都芸術センターの事業に係る業務及び京都芸術センターの施設の維持管理に係る業務	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 京都芸術センターの事業に係る業務

- (a) 芸術作品の制作、舞台芸術の練習等を行うための施設の提供
- (b) 芸術に関する情報の提供
- (c) 市民と芸術家及び芸術家相互の間の交流の促進
- (d) 美術品、美術工芸品その他の芸術作品の展示及び紹介
- (e) 音楽、舞踊、演劇、伝統的な芸能その他の舞台芸術の公演
- (f) その他市長が認める事業

b 京都芸術センターの施設の維持管理に係る業務

c その他市長が必要と認める業務

(イ) 収支の状況

実績報告に基づく平成27年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	133,403	人件費	64,546
自主事業	8,865	事業費	72,323
その他	32,428	委託料	17,233
		修繕費	95
		その他	19,713
合 計	174,697	合 計	173,912

収支差額 784千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

3 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 井上満郎	設立年月日	昭和 51 年 10 月 26 日
事務所所在地	京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 265 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都市内の埋蔵文化財をはじめ、史跡、名勝等の文化財の調査、研究、保護及びその調査成果の公開、活用を行うとともに、文化財及び関連する施設等の管理を行うことにより、学術・文化の振興や地域社会の健全な発展等に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所（以下「埋蔵文化財研究所」という。）の基本財産は 9 億 3,236 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課である。

イ 事業の状況

- (ア) 埋蔵文化財及び史跡、名勝等の文化財の調査、研究及び保護に関する事業
- (イ) 埋蔵文化財及び史跡、名勝等の文化財の活用及び保護意識の普及啓発に関する事業
- (ウ) 文化財及び文化財に関わる京都市から指定管理者の指定等を受けた施設の管理運営
- (エ) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	233,232	241,502	△8,269
未収金	234,183	124,660	109,522
仮払金	2,690	—	2,690
流動資産合計	470,106	366,163	103,942
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	922,366	922,366	—
基本財産引当預金(郵便貯金)	10,000	10,000	—
基本財産合計	932,366	932,366	—
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	110,000	110,000	—
特定資産合計	110,000	110,000	—
(3) その他固定資産			
建物	33,914	33,914	—
建物附属設備	3,964	3,964	—
構築物	551	551	—
什器備品	44,373	44,373	—
減価償却累計額	△57,842	△55,807	△2,035
電話加入権	354	354	—
その他固定資産合計	25,314	27,349	△2,035
固定資産合計	1,067,680	1,069,715	△2,035
資産合計	1,537,786	1,435,879	101,907
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	43,196	69,893	△26,697
預り金	1,227	945	281
仮受金	77,528	5,222	72,305
未払消費税等	9,094	10,200	△1,106
流動負債合計	131,046	86,262	44,784
2. 固定負債			
長期借入金	650,000	650,000	—
退職給付引当金	245,128	137,439	107,689
固定負債合計	895,128	787,439	107,689
負債合計	1,026,174	873,701	152,473
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	932,366	932,366	—
(うち基本財産への充当額)	(932,366)	(932,366)	(—)
2. 一般正味財産			
正味財産合計	△420,753	△370,188	△50,565
負債及び正味財産合計	511,612	562,177	△50,565
負債及び正味財産合計	1,537,786	1,435,879	101,907

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3	3	—
特定資産運用益	55	97	△42
事業収益	735,044	558,259	176,784
受取寄附金	216	—	216
雑収益	1,125	1,410	△285
経常収益計	736,444	559,771	176,673
(2) 経常費用			
事業費	641,023	479,137	161,886
管理費	60,985	59,006	1,979
経常費用計	702,009	538,143	163,866
当期経常増減額	34,434	21,627	12,807
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
退職給付費用（過年度）	85,000	85,000	—
経常外費用計	85,000	85,000	—
当期経常外増減額	△85,000	△85,000	—
当期一般正味財産増減額	△50,565	△63,372	12,807
一般正味財産期首残高	△370,188	△306,815	△63,372
一般正味財産期末残高	△420,753	△370,188	△50,565
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	932,366	932,366	—
指定正味財産期末残高	932,366	932,366	—
III 正味財産期末残高	511,612	562,177	△50,565

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 財務諸表の作成

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所会計規則（以下「埋蔵文化財研究所会計規則」という。）によると、機械及び装置は固定資産とされているが、平成 27 年度に取得した機械について、固定資産として計上していなかった。

埋蔵文化財研究所会計規則に従い、適正な財務諸表を作成するよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

(b) 小口現金の取扱い

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所小口現金取扱要綱（以下「埋蔵文化財研究所小口現金取扱要綱」という。）によると、保管する現金について、毎日小口現金出納簿と照合しなければならないとされているが、照合を行わず小口現金出納簿の残高と小口現金の現在高が一致していないものがあつた。

埋蔵文化財研究所小口現金取扱要綱に従い、適切な事務処理を行うよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

埋蔵文化財研究所は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市考古資料館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市考古資料館	京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 265 番地の 1	施設の管理運営	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 考古資料の収集、保管及び展示
- b 考古資料に関する調査及び研究
- c 考古資料に関する講習会、講演会等の開催
- d 考古資料に関する情報の収集及び提供
- e 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入館者数	23,431	28,435	25,821	25,686	25,220

平成 27 年度の入館者数は、前年度に比べ 466 人 (1.8%) の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 27 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	25,899	人件費	17,503
		機械等保守経費	1,740
		光熱水費	1,171
		運営費	4,228
		その他	1,971
合 計	25,899	合 計	26,615

収支差額 △716 千円

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 公金収納に係る事務

市会計規則によると、公金収納受託者は、収納権限に係る収納金を領収した場合は、速やかに収納機関に払い込まなければならないが、速やかに払い

込まれていないものがあった。

市会計規則に基づき、公金収納に係る事務を適正に行うよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 利用料金の徴収根拠

京都市考古資料館の情報コーナーに指定管理者が複写機を設置し、利用枚数に応じた料金を徴収しているが、当該利用料金について、京都市考古資料館条例等に定めがなく、徴収する根拠が不明確であった。

地方自治法等に従い、徴収根拠を明確にするよう改められたい。

4 京都商工会議所

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	会頭 立石義雄	設立年月日	明治 15 年 10 月 9 日
事務所所在地	京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地		
目 的	地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達（団体の定款に基づく。）を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 京都市中小企業経営支援事業補助金（中小企業経営支援体制の強化事業）	71,072	本市産業の活性化と発展を図るため、市内中小企業等を対象とした経営支援事業を実施するため	支援員の活動等に係る経費	支援員の活動等に係る経費を対象として予算の範囲内の額	産業観光局 商工部中小企業振興課
(イ) 京都市中小企業経営支援事業補助金（中小企業創業・経営支援事業）	15,012		窓口経営相談事業等に係る経費	窓口経営相談事業等に係る経費を対象として予算の範囲内の額。ただし、経営安定特別相談事業に係る経費については、経費の2分の1以内	
(ウ) 京都市地域経済活性化等支援事業補助金（京都市地域経済活性化支援事業）	1,000	中小企業の振興発展と地域特性を活かした活力ある地域づくりを支援するため	地域活性化会議等に係る経費	地域活性化会議等に係る経費の2分の1に相当する額以内で予算の定める範囲内	
合 計	87,084				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市中小企業経営支援事業補助金（中小企業経営支援体制の強化事業）

a 事業の状況

京都市内における小規模・中小企業事業者の課題解決に向けた経営支援活動を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	71,072	人件費 事務費	68,672 2,400
合 計	71,072	合 計	71,072

(イ) 京都市中小企業経営支援事業補助金（中小企業創業・経営支援事業）

a 事業の状況

窓口経営相談事業及び創業・経営革新に関するセミナー等を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	15,012	事業費	20,020
受益者負担金	888	事務費	1,068
商工会議所負担金	5,188		
合 計	21,088	合 計	21,088

(ウ) 京都市地域経済活性化等支援事業補助金（京都市地域経済活性化支援事業）

a 事業の状況

地域活性化会議及びその関連事業等を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	1,000	事業費	2,022
商工会議所負担金	1,022		
合 計	2,022	合 計	2,022

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(7) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付の決定

地方自治法によると、支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い行わなければならないとされているが、平成27年度の補助金について、平成26年度に交付の決定通知を行っているものがあった。

地方自治法に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

5 公益財団法人京都伝統産業交流センター

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 渡邊隆夫	設立年月日	昭和 52 年 3 月 29 日
事務所所在地	京都市左京区岡崎成勝寺町 9 番地の 1 京都市勧業館内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	伝統産業の啓発及び振興に関する事業を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都伝統産業交流センター（以下「交流センター」という。）の基本財産は 1,100 万円であり、500 万円（45.5%）を本市が出えんしている。

本市の所管は、産業観光局商工部伝統産業課である。

イ 事業の状況

- (ア) 京都市勧業館常設展示場の展示事業
- (イ) 伝統産業に関する振興及び啓発事業
- (ウ) 伝統産業製品の提供事業
- (エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,723	2,844	9,879
未収金	5,470	2,312	3,157
立替金	286	—	286
流動資産合計	18,480	5,156	13,324
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	11,000	11,000	—
基本財産合計	11,000	11,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	538	1,081	△542
特定資産合計	538	1,081	△542
(3) その他固定資産			
出資金	5,000	5,000	—
什器備品	1,292	46	1,245
電話加入権	79	79	—
ソフトウェア	—	15	△15
図書	8	8	—
その他固定資産合計	6,380	5,150	1,230
固定資産合計	17,918	17,231	687
資産合計	36,399	22,387	14,012
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,909	6,004	△1,095
預り金	960	276	683
未払法人税等	70	70	—
未払消費税等	2,475	—	2,475
流動負債合計	8,414	6,351	2,063
2. 固定負債			
退職給付引当金	538	1,081	△542
固定負債合計	538	1,081	△542
負債合計	8,953	7,432	1,521
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出えん金	5,000	5,000	—
指定正味財産合計	5,000	5,000	—
(うち基本財産への充当額)	5,000	5,000	—
2. 一般正味財産	22,446	9,955	12,491
(うち基本財産への充当額)	6,000	6,000	—
(うち特定資産への充当額)	538	1,081	△542
正味財産合計	27,446	14,955	12,491
負債及び正味財産合計	36,399	22,387	14,012

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	—	2	△2
事業収益	8,222	6,064	2,158
受取補助金等	60,395	55,624	4,771
受取負担金収益	—	1,000	△1,000
雑収益	491	140	350
経常収益計	69,110	62,832	6,278
(2) 経常費用			
事業費	38,427	51,314	△12,886
管理費	18,191	16,823	1,368
経常費用計	56,618	68,137	△11,518
評価損益等調整前当期経常増減額	12,491	△5,305	17,796
評価損益等計	—	—	—
当期経常増減額	12,491	△5,305	17,796
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	12,491	△5,305	17,796
一般正味財産期首残高	9,955	15,260	△5,305
一般正味財産期末残高	22,446	9,955	12,491
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	5,000	5,000	—
指定正味財産期末残高	5,000	5,000	—
III 正味財産期末残高	27,446	14,955	12,491

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 財務諸表の作成

財務諸表の作成において、以下のような事例があった。

- ・ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財務諸表に対する注記を作成していなかった。
- ・ 公益目的事業である京都市からの補助事業や委託事業については公益目的事業会計に計上する必要があるが、法人会計に計上していたものがあり、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表を適切に作成していなかった。

公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表を作成するよう、交流センターに対して指導し、改められたい。

(b) 現金出納簿の記帳

資金前渡を受けた現金の出納状況について、現金出納簿に適正に記帳されていないものがあった。

現金出納簿の記帳を適正に行うよう、交流センターに対して指導し、改められたい。

(c) 委託事業に係る収支報告

本市からの委託事業に係る収支報告について、実際の決算と乖離しているものがあった。

委託事業の収支報告に当たっては、事業の収支を適切に表した精算書を添付するよう、交流センターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託契約の履行確認

委託契約の履行確認については、地方自治法及び同法施行令並びに市契約事務規則等に基づき、確実に事務処理を行う必要があるが、交流センターから提出された事業報告書の供覧等をしていないものがあった。

委託契約の履行確認については、前回の財政援助団体等監査においても指摘し、受託者から提出された事業報告書は供覧を行うよう所属長から担当職員に指導を行い、適正な履行確認を行っている旨の通知を受けていたところであるが、実情を踏まえ、より実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないよう取り組まれない。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
京都市伝統産業振興事業補助金	4,724	京都市の伝統産業の健全な発展を支援、促進、保護等するため	京都市伝統産業に従事する者により組織された団体及び市長が必要と認める団体が、伝統産業の振興を目的とする事業	補助対象経費合計の2分の1以内の額で、毎年度予算の範囲内で定める額。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。	産業観光局商工部伝統産業課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

京都伝統産業ふれあい館において、若手職人PRブース作成及び伝統産業のハブ・よろず相談所の設置を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	4,724	企画・製作費, 設営費	2,283
		広報費	1,188
		保険料	412
		通信運搬費	478
		市内旅費	129
		その他雑費	232
合 計	4,724	合 計	4,724

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 補助事業に係る収支報告

本市からの補助事業に係る収支報告について、実際の決算と乖離しているものがあつた。

補助事業の収支報告に当たっては、事業の収支を適切に表した精算書を添付するよう、交流センターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 補助金の交付の決定

京都市伝統産業振興事業補助金交付要綱によると、補助金の額は補助対象経費合計の2分の1以内とされ、市長が特に必要があると認めるときは例外とする旨の規定があるが、この理由を書類上十分確認できる内容としないまま、事業費に対して全額の補助金の交付を決定していた。

理由を明確にしたうえで、交付の決定を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、実績報告書を受領するだけで、

交付額の決定及び交流センターへの通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

6 公益財団法人きょうと京北ふるさと公社

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 石浦道男	設立年月日	平成 13 年 12 月 25 日
事務所所在地	京都市右京区京北上弓削町段上ノ下 2 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	優良農地の保全及び農林業従事者の高齢化等に対応した作業受託等ふるさとの農林業の維持振興や担い手の確保育成を図るとともに、森林資源や清流など地域の優れた自然環境や特性を活かしながら、都市住民との積極的な交流活動等の推進を図ることにより、美しい農山村景観の保持や人と自然が輝く活力ある農山村社会の形成に資することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人きょうと京北ふるさと公社（以下「ふるさと公社」という。）の基本財産は 3,000 万円であり、2,500 万円（83.3%）を本市が出えんしている。

本市の所管は、産業観光局農林振興室農政企画課である。

イ 事業の状況

- (ア) 農地の面的集積・流動化の促進に関する事業
- (イ) 農作業等の受委託に関する事業
- (ウ) 都市農山村交流，農林業等ふるさと産業振興施設の管理運営に関する事業
- (エ) 都市住民との農山村の交流や定住促進に関する事業
- (オ) 担い手農家等の確保育成に関する事業
- (カ) ふるさと振興等の調査研究に関する事業
- (キ) 地域特産物の開発研究や販売促進に関する事業
- (ク) 地域交通に関する事業
- (ケ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	42,474	43,649	△ 1,174
未収金	16,551	6,912	9,639
たな卸資産	1,630	1,600	30
貯蔵品	25	23	1
前払金	64	56	8
前払費用	198	262	△ 63
立替金	—	16	△ 16
流動資産合計	60,946	52,521	8,424
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本預金	30,000	30,000	—
基本財産合計	30,000	30,000	—
(2) 特定資産			
建物	25,130	26,344	△ 1,213
車両運搬具（特）	178	357	△ 178
工具器具備品（特）	3,124	3,232	△ 108
建物附属設備（特）	6,528	7,529	△ 1,001
機械装置（特）	2,273	3,248	△ 974
退職給付引当資産	2,274	1,989	284
加工場建設費積立資産	10,000	10,000	—
減価償却費引当資産	20,300	20,300	—
リース資産（特）	1,688	—	1,688
特定資産合計	71,499	73,003	△ 1,503
(3) その他固定資産			
建物	8,122	9,078	△ 956
車両運搬具	960	106	853
工具器具備品	723	551	171
構築物	2,709	3,253	△ 543
建物附属設備	182	218	△ 36
機械装置	48	124	△ 76
リサイクル預託金	65	57	7
長期前払費用	249	—	249
その他固定資産合計	13,061	13,391	△ 330
固定資産合計	114,560	116,394	△ 1,833
資産合計	175,506	168,916	6,590

科 目	当年度	前年度	増 減
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	17,368	16,376	992
前受収益	682	676	6
未払法人税等	1,383	308	1,075
未払消費税等	3,163	—	3,163
前受金	7,388	6,586	802
預り金	1,837	2,024	△ 186
仮受金	—	1,313	△ 1,313
リース債務	38	—	38
賞与引当金	3,124	3,470	△ 345
流動負債合計	34,987	30,755	4,231
2. 固定負債			
長期未払金	1,274	—	1,274
退職給付引当金	2,274	1,989	284
リース債務	193	—	193
固定負債合計	3,743	1,989	1,753
負債合計	38,730	32,745	5,985
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	36,800	38,324	△ 1,523
寄付金	31,436	32,388	△ 952
指定正味財産合計	68,236	70,713	△ 2,476
(うち基本財産への充当額)	(30,000)	(30,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(38,236)	(40,713)	(△ 2,476)
2. 一般正味財産	68,538	65,457	3,081
(うち特定資産への充当額)	(33,029)	(32,289)	(739)
正味財産合計	136,775	136,170	605
負債及び正味財産合計	175,506	168,916	6,590

注 斜字部分（正味財産の部における指定正味財産及び一般正味財産における基本財産への充当額及び特定資産への充当額）は、ふるさと公社の平成27年度決算報告書には記載がないが、財務諸表に対する注記より記載

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	10	10	0
事業収益	231,532	228,955	2,577
受取補助金等	3,983	4,578	△ 594
受取寄付金	952	1,624	△ 672
経常収益計	236,479	235,168	1,310
(2) 経常費用			
事業費	228,183	220,773	7,410
管理費	3,920	18,177	△ 14,256
経常費用計	232,104	238,950	△ 6,846
当期経常増減額	4,374	△ 3,781	8,156
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	90	—	90
経常外収益計	90	—	90
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	90	—	90
税引前当期一般正味財産増減額	4,464	△ 3,781	8,246
法人税、住民税及び事業税	1,383	308	1,075
当期一般正味財産増減額	3,081	△ 4,089	7,171
一般正味財産期首残高	65,457	69,547	△ 4,089
一般正味財産期末残高	68,538	65,457	3,081
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	2,460	—	2,460
一般正味財産への振替額	△ 4,936	△ 6,203	1,267
当期指定正味財産増減額	△ 2,476	△ 6,203	3,727
指定正味財産期首残高	70,713	76,916	△ 6,203
指定正味財産期末残高	68,236	70,713	△ 2,476
III 正味財産期末残高	136,775	136,170	605

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 財務諸表の作成

貸借対照表において、基本財産への充当額及び特定資産への充当額の内書きをしていなかった。

公益法人会計基準に従って適切な財務諸表を作成するよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(b) 予算の執行管理

支出は理事会で決定された予算に基づいて行わなければならないが、予算額を超過して支出していたものがあつた。

予算の執行管理については、ふるさと公社を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたところであるが、同様の問題が再び見られたものであるため、予算が理事会の議決事項であることを踏まえ、予算の執行を的確に行うことができるよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(c) 固定資産の管理

固定資産については、公益財団法人きょうと京北ふるさと公社会計処理規則（以下「ふるさと公社会計処理規則」という。）に従い、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録することとされているが、台帳を備えていなかった。

ふるさと公社会計処理規則に基づき適切な管理を行うよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(d) 郵便切手等の管理

郵便切手等の金券の管理については、公益財団法人きょうと京北ふるさと公社切手等管理規程に従い行うこととされているが、次のような事例があつた。

- ・ 金券として管理すべき郵便切手等について、切手管理簿に記帳していな

いものがあった。

- ・ 印紙管理簿を作成していなかった。
- ・ 日本郵便株式会社と郵便切手類の販売に関する業務委託契約を締結することなく、郵便切手を販売していた。

郵便切手等の金券については適切な管理を行うよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(e) 現金の取扱い

現金の出納については、ふるさと公社会計処理規則に従い行うこととされているが、収入金を金融機関に預け入れず、支出に充てていたものがあった。

現金の取扱いについては、ふるさと公社を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたところであるが、同様の問題が再び見られたものであるため、収入金は確実に金融機関に預け入れるとともに、現金での支払が必要であれば、手元現金により支払を行うことを徹底するよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(f) 領収書の取扱い

領収書の取扱いについては、公益財団法人きょうと京北ふるさと公社領収書管理規程に従い行うこととされているが、領収書を発行する際に領収書管理表に記帳していなかった。

領収書は適切に発行するよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 農業振興対策事業補助金	2,460	山村地域の担い手育成定着支援	共同栽培管理施設の導入及び設置事業費	導入及び設置に要する経費の100分の70以内の額(過疎法対象地域は100分の80以内の額)	産業観光局農林振興室京北農林業振興センター
(イ) 京北地域バス事業維持費等補助金	34,000	生活交通路線の確保	バス路線の運行維持等	予算の範囲内において、路線運行に係る費用に対する運送収入の不足額以内の額	都市計画局歩くまち京都推進室
合計	36,460				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 農業振興対策事業補助金

a 事業の状況

畦塗り機，管理機，高畔草刈り機及び田植え機を導入した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,460	農業機械購入費	3,075
団体負担分	615		
合計	3,075	合計	3,075

(イ) 京北地域バス事業維持費等補助金

a 事業の状況

京北地域において、バス路線（京北ふるさとバス）の運行維持等を図った。

(a) 路線

弓削線，田貫線，矢代線，宇津線，灰屋線，小塩線，細野線

(b) 乗車人員

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一 般	8,493	8,530	6,845	7,423	7,429
敬老・福祉	11,501	10,984	10,176	10,702	10,509
定期券	54,542	56,978	50,202	48,964	48,548
合 計	74,536	76,492	67,223	67,089	66,486

利用者数は、平成 25 年度以降は減少し続けている。主な定期利用者である中学生の減少による影響が大きく、平成 27 年度は前年度に比べ 603 人（0.9 %）の減少となった。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	34,000	人件費	35,934
京都市交付金	1,865	需用費	14,940
運輸収入	16,596	その他	2,170
手数料等収入	579		
雑収入	3		
合 計	53,045	合 計	53,045

運輸収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
運 輸 収 入	19,934	20,404	16,929	17,316	16,596

平成 27 年度の運輸収入は、前年度に比べ 72 万円（4.2%）の減少となった。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(7) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付の条件

補助金条例によると、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等

の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付して交付するものとされているが、京北地域バス事業維持費等補助金について、必要な条件を付さずに交付決定をしていた。

補助金条例に従い、必要な条件を付して補助金の交付を決定するよう、改められたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

ふるさと公社は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、京都市地域特産物需要拡大センター及び京都市宇津峡公園の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
(ア) 京都市地域特産物需要拡大センター（愛称「ウッディー京北」）	京都市右京区京北周山町上寺田1番地の1	施設の管理運営	産業観光局農林振興室農政企画課
(イ) 京都市宇津峡公園	京都市右京区京北下宇津町向ヒ山7番地の1	施設の管理運営	産業観光局農林振興室農業振興整備課

イ 管理の状況

(ア) 京都市地域特産物需要拡大センター

a 事業の状況

- (a) 農林産物その他地域特産物の紹介、展示及び販売
- (b) 農林産物その他地域特産物の銘柄の普及及び宣伝
- (c) 農林業に関する情報の提供
- (d) 農林業の振興に関する活動のための施設の提供
- (e) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入館者数	412,126	386,164	387,816	391,807	404,282

入館者数は、平成 25 年度以降年々増加傾向にあり、平成 27 年度は前年度に比べ 1 万 2,475 人 (3.2%) の増加となった。

c 収支の状況

実績報告に基づく平成 27 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	5,500	人件費	33,526
販売収入	38,796	原材料費	14,971
委託販売収入	20,659	水道光熱費	4,490
その他	746	租税公課費	2,986
		消耗品費	2,134
		委託費	1,458
		その他	3,753
合 計	65,703	合 計	63,321

収支差額 2,382 千円

(イ) 京都市宇津峡公園

a 事業の状況

- (a) 野外活動のための施設の提供
- (b) 市民相互の間の交流を促進する活動のための施設の提供
- (c) 農林産物の紹介、展示及び販売
- (d) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入 園 者 数	10,588	11,927	13,619	11,776	12,698
コテージ	2,901	3,073	3,406	3,007	3,263
オートキャンプ	1,324	1,733	1,840	1,542	1,958
デイキャンプ	6,363	7,121	8,373	7,227	7,477

施設の性格上、繁忙期の天候等の状況により入園者数は大きく変動する。平成27年度は前年度に比べ922人（7.8%）の増加となった。

c 収支の状況

実績報告に基づく平成27年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	19,943	人件費	11,812
自主事業収入	2,970	事業費	6,829
その他	7	委託費	2,027
		その他	116
合 計	22,921	合 計	20,786

収支差額 2,135千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用料金収入	16,127	17,886	19,757	17,345	19,943

平成27年度の利用料金収入については、前年度に比べ259万円（15.0%）の増加となった。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 貸与物品の管理

指定管理に関する協定書に基づき本市から貸与した物品について、備品整理票を貼付していない、又は備品台帳と物品の整理票番号が一致していないものがあつた。

定期的に備品台帳と物品との照合を行うなど、適正な物品の管理に向けて、具体的に取り組まれない。

7 社会福祉法人えのき会

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 古川末子	設立年月日	平成 17 年 12 月 27 日
事務所所在地	京都市伏見区桃山町山ノ下 44 番地 8		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として，次の社会福祉事業を行う。</p> <p>第二種社会福祉事業</p> <p>イ 障害福祉サービス事業（サポートセンターえのき） ロ 障害福祉サービス事業（サポートセンターめい） ハ 障害福祉サービス事業（ハックベリー） ニ 障害福祉サービス事業（榎の家） ホ 障害福祉サービス事業（さくらの家） へ 障害福祉サービス事業（ベル） ト 移動支援事業（サポートセンターえのき） チ 移動支援事業（サポートセンターめい） リ 特定相談支援事業（えのき） ヌ 障害児通所支援事業（そらまめ）</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 重度障害者等利用事業所支援補助金	10,500	重度障害者や視覚・聴覚言語機能障害者の利用枠の確保・拡大とサービス水準の維持・向上	障害福祉サービスの提供に必要な職員の人件費	3,000,000 円×補助対象職員数（年間）。ただし，申請年度の前年度の平均利用実績が定員の 70%未満で，利用者中，支援区分 5 以上の者の申請年度の前年度の割合が 80%以上の場合，2分の1を乗じた額	保健福祉局 障害保健福祉推進室

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(イ) 心身障害児者レスパイトサービス補助金	1,069	家族等の心身の疲労回復を促し、家族等の介護機能の活性化を図り、在宅の心身障害児者の福祉の増進に寄与するため	レスパイトサービス	レスパイトサービスに要する費用の一部について、予算の範囲内の額	保健福祉局 障害保健福祉推進室
合 計	11,569				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 重度障害者等利用事業所支援補助金

a 事業の状況

榎の家及びさくらの家において障害福祉サービス事業（生活介護事業）を行った。

b 収支の状況

(a) 榎の家

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	8,700	人件費	44,289
自立支援給付費収益	67,246	事業費	4,934
特定費用収益	1,735	事務費	2,303
雑収益	132	サービス区分間繰入金費用	21,000
		その他	286
合 計	77,814	合 計	72,813

収支差額 5,000 千円

(b) さくらの家

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	1,800	人件費	27,550
自立支援給付費収益	43,100	事業費	4,413
特定費用収益	1,512	事務費	2,004
雑収益	176	サービス区分間繰入金費用	9,000
		その他	2,869
合 計	46,590	合 計	45,837

収支差額 752 千円

(イ) 心身障害児者レスパイトサービス補助金

a 事業の状況

榎の家及びサポートセンターめいにおいて心身障害児者レスパイトサービスを行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	1,069	人件費	2,801
登録料収入	183	事業費	371
負担金収入	1,968	事務費	47
合 計	3,220	合 計	3,220

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(7) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付に係る書類の受領

補助金条例によると、補助金等の交付を受けようとするものは、別に定める事項を記載した申請書を市長に提出するものとされ、また、市会計規則によると、請求書には、請求年月日を記載しなければならないとされているが、心身障害児者レスパイトサービス補助金の交付申請書及び請求書について、日付を記載せずに提出するよう、補助事業者に対して通知していた。

補助金条例等に従い，適正な事務を行うよう改められたい。

8 社会福祉法人京都福祉サービス協会

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 田邊真人	設立年月日	平成 5 年 7 月 30 日
事務所所在地	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，心身ともに健やかに育成され，又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。		

ア 出資の状況

社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下「サービス協会」という。）の基本財産は 5,000 万円であり，全額を本市が出えんしている。

本市の所管は，保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（現 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）である。

イ 事業の状況

(ア) 第一種社会福祉事業

- a 軽費老人ホームの設置経営
- b 特別養護老人ホームの設置経営
- c 特別養護老人ホームの指定管理

(イ) 第二種社会福祉事業

- a 老人居宅介護等事業
- b 障害福祉サービス事業
- c 老人デイサービスセンターの設置経営
- d 老人デイサービスセンターの指定管理
- e 老人デイサービス事業
- f 老人短期入所事業
- g 小規模多機能型居宅介護事業
- h 認知症対応型老人共同生活支援事業
- i 老人介護支援センターの設置経営
- j 老人介護支援センターの指定管理
- k 児童厚生施設（児童館）の設置経営

- l 児童厚生施設（児童館）の指定管理
 - m 放課後児童健全育成事業
 - n 地域子育て支援拠点事業
 - o 養育支援訪問事業
- (7) 公益事業
- a 居宅介護支援事業
 - b 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
 - c 介護保険適用外老人居宅介護等事業
 - d 介護職員養成研修等事業
 - e 要介護認定・要支援認定調査事業
 - f 訪問看護事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 資金収支計算書

資金収支計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	7,692,753	7,521,041	171,711	
		老人福祉事業収入	80,300	87,491	△ 7,191	
		保育事業収入	151,753	153,188	△ 1,435	
		障害福祉サービス等事業収入	1,044,074	975,661	68,412	
		医療事業収入	13,260	5,673	7,586	
		借入金利息補助金収入	1,768	1,767	0	
		経常経費寄附金収入	81	2,703	△ 2,622	
		受取利息配当金収入	2,390	6,250	△ 3,860	
		その他の収入	35,505	38,673	△ 3,168	
		事業活動収入計(1)	9,021,884	8,792,451	229,432	
	支出	人件費支出	7,357,460	7,103,954	253,505	
		事業費支出	571,531	526,495	45,035	
		事務費支出	1,051,817	874,298	177,518	
利用者負担軽減額		4,943	3,048	1,894		
支払利息支出		3,431	3,219	211		
その他の支出		25,827	25,026	800		
事業活動支出計(2)	9,015,009	8,536,042	478,966			
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		6,875	256,408	△ 249,533		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	72,600	76,808	△ 4,208	
		固定資産売却収入	9,355	52,090	△ 42,735	
	施設整備費等収入計(4)		81,955	128,898	△ 46,943	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	40,442	40,440	2	
		固定資産取得支出	991,268	955,122	36,145	
施設整備等支出計(5)		1,031,710	995,562	36,147		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 949,755	△ 866,664	△ 83,090		
その他の活動による収支	収入	投資有価証券売却収入	-	25,000	△ 25,000	
		積立資産取崩収入	1,217,020	1,135,444	81,575	
		その他の活動による収入	-	12,583	△ 12,583	
	その他の活動収入計(7)		1,217,020	1,173,027	43,992	
	支出	積立資産支出	1,354,739	1,353,053	1,685	
		その他の活動による支出	271,187	271,183	3	
その他の活動支出計(8)		1,625,926	1,624,236	1,689		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△ 408,906	△ 451,208	42,302		
予備費支出(10)		-	-	-		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 1,351,786	△ 1,061,464	△ 290,321		
前期末支払資金残高(12)		4,553,061	4,553,060	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)		3,201,275	3,491,596	△ 290,321		

(イ) 事業活動計算書

事業活動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	7,521,041	7,523,158	△ 2,117
		老人福祉事業収益	87,491	81,297	6,194
		保育事業収益	153,188	123,047	30,141
		障害福祉サービス等事業収益	975,661	978,444	△ 2,783
		医療事業収益	5,673	4,753	919
		経常経費寄附金収益	2,703	3,841	△ 1,137
		サービス活動収益計(1)	8,745,759	8,714,542	31,217
	費用	人件費	7,190,532	7,024,756	165,775
		事業費	526,495	546,136	△ 19,640
		事務費	874,298	865,010	9,287
		利用者負担軽減額	3,048	4,119	△ 1,071
		減価償却費	229,299	228,161	1,137
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 108,895	△ 108,697	△ 198
		徴収不能引当金繰入	1,344	1,265	78
サービス活動費用計(2)	8,716,122	8,560,754	155,368		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		29,636	153,788	△ 124,151	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	1,767	2,747	△ 980
		受取利息配当金収益	6,250	9,708	△ 3,457
		その他のサービス活動外収益	38,673	40,199	△ 1,526
		サービス活動外収益計(4)	46,691	52,655	△ 5,963
	費用	支払利息	3,219	4,406	△ 1,187
		投資有価証券評価損	-	99,999	△ 99,999
		その他のサービス活動外費用	25,026	42,978	△ 17,952
サービス活動外費用計(5)	28,245	147,385	△ 119,139		
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		18,446	△ 94,729	113,175	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		48,082	59,058	△ 10,975	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	76,808	32,700	44,108
		固定資産売却益	18	-	18
		その他の特別収益	29,578	279,639	△ 250,061
		特別収益計(8)	106,404	312,339	△ 205,934
	費用	固定資産売却損・処分損	447	106	341
		国庫補助金等特別積立金積立額	76,108	31,200	44,908
		その他の特別損失	105,637	287,332	△ 181,695
特別費用計(9)	182,193	318,638	△ 136,444		
特別増減差額(10)=(8)-(9)		△ 75,788	△ 6,298	△ 69,489	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		△ 27,705	52,760	△ 80,465	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		5,827,416	5,668,549	158,867
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		5,799,710	5,721,309	78,401
	基本金取崩額(14)		-	-	-
	その他の積立金取崩額(15)		798,207	178,382	619,824
	その他の積立金積立額(16)		1,261,839	72,275	1,189,563
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		5,336,078	5,827,416	△ 491,337

(ウ) 貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	4,301,999	5,210,453	△ 908,454	流動負債	836,907	699,099	137,808
現金預金	2,803,366	3,790,283	△ 986,916	事業未払金	778,939	589,091	189,847
事業未収金	1,387,877	1,356,777	31,100	その他の未払金	-	37,622	△ 37,622
未収補助金	77,174	30,586	46,588	1年以内返済予定設備 資金借入金	25,160	40,440	△ 15,280
立替金	771	557	214	職員預り金	1,948	2,058	△ 110
前払金	9,930	10,165	△ 235	前受金	3,606	3,486	119
仮払金	24,222	23,350	872	仮受金	27,252	26,398	853
徴収不能引当金	△ 1,344	△ 1,265	△ 78				
固定資産	6,685,087	5,915,201	769,886	固定負債	758,687	974,571	△ 215,884
基本財産	3,518,801	2,803,902	714,898	設備資金借入金	101,400	126,560	△ 25,160
土地	833,660	235,681	597,978	退職給付引当金	657,287	848,011	△ 190,724
建物	2,267,947	2,198,472	69,475				
建物附属設備	367,193	319,748	47,444	負債の部合計	1,595,595	1,673,670	△ 78,075
定期預金	50,000	50,000	-				
その他の固定資産	3,166,285	3,111,298	54,987	純資産の部			
建物	3,995	3,406	588	基本金	52,071	52,071	-
建物附属設備	99,921	106,515	△ 6,594	第1号基本金	2,071	2,071	-
構築物	30,548	34,597	△ 4,048	第3号基本金	50,000	50,000	-
車両運搬具	28,865	26,043	2,821	国庫補助金等特別積立金	1,773,772	1,806,559	△ 32,787
器具及び備品	95,524	89,775	5,748	その他積立金	2,229,569	1,765,937	463,631
建設仮勘定	-	42,711	△ 42,711	備品等購入積立金	245,090	231,456	13,634
権利	41,480	39,366	2,114	建替修繕積立金	389,352	406,691	△ 17,338
ソフトウェア	44,984	47,560	△ 2,576	社会福祉事業拠点整備 積立金	1,045,125	1,127,789	△ 82,663
投資有価証券	0	25,000	△ 25,000	人件費積立金	550,000	-	550,000
退職給付引当資産	542,368	884,417	△ 342,049	次期繰越活動増減差額	5,336,078	5,827,416	△ 491,337
備品等購入積立資産	245,090	231,456	13,634	(うち当期活動増減差額)	△ 27,705	52,760	△ 80,465
建替修繕積立資産	389,352	406,691	△ 17,338				
社会福祉事業拠点整備 積立資産	1,045,125	1,127,789	△ 82,663				
人件費積立資産	550,000	-	550,000				
その他固定資産	49,027	45,965	3,061	純資産の部合計	9,391,491	9,451,984	△ 60,492
資産の部合計	10,987,086	11,125,654	△ 138,568	負債及び純資産の部合計	10,987,086	11,125,654	△ 138,568

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 会計処理

現金に係る会計処理について次のような事例があった。

- ・ 現金の取扱いがあるにもかかわらず、現金勘定を使用していなかった。
- ・ 社会福祉法人京都福祉サービス協会経理規則（以下「サービス協会経理規則」という。）において、補助簿として規定された現金出納帳を作成していなかった。
- ・ 現金収入について、現金の收受日に会計処理を行わず、預金口座への入金日において収入処理していた。

現金に係る会計処理について、適正に行うよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(b) 領収書の取扱い

サービス協会経理規則によると、金銭の收受に際しては、会計責任者の認印を受けた領収書を発行しなければならないが、領収書を発行していないものがあった。

サービス協会経理規則に従い適正に事務を行うよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(c) タクシーチケットの使用

京都福祉サービス協会タクシーチケット取扱要領によるとタクシーチケットを使用した場合は、タクシーチケット使用者報告書に用務内容等を記載しなければならないが、用務内容の記載がないもの等があり、タクシーチケットの使用の妥当性が確認できなかった。

タクシーチケットの使用については、使用の妥当性を確認するため、タクシーチケット使用者報告書を決裁に付すことを定める等、京都福祉サービス協会タクシーチケット取扱要領の見直しを行い、適正化を図るよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(d) 金券の管理

外勤の際に要する交通費の支給に代えて職員に貸与する外勤交通カード（プリペイドカード）の管理について次のような事例があった。

- ・ 外勤交通カードの貸与を受け使用した者は、特別な事情がない限り、用務終了後速やかに外勤交通カードを返却することとされているが、残額がなくなるまで返却されていなかった。
- ・ 毎月1回、所属長を含め複数の者で外勤交通カードの使用状況を把握しなければならないとされているが、使用状況を把握していなかった。

外勤交通カードの管理を適切に行うよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(e) 予算の執行管理

サービス協会経理規則によると、予算の執行上必要がある場合には、理事長の承認を得て、拠点区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができるかとされているが、流用手続きを経ずに予算を超えて支出していた中区分の勘定科目があった。

予算の不足が見込まれる場合には、予算の流用や補正を行い、適切な予算の執行を行うよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(f) 小口現金の出納及び管理

小口現金の取扱いについては、サービス協会経理規則に従い取り扱わなければならないが、次のような事例があった。

- ・ 小口現金の支出について1回当たりの支払限度額が定められているが、限度額を超える額の支払及び限度額を超える支払を限度内の額に分割して支払を行っていた。
- ・ 小口現金の精算は、月末及び不足の都度行わなければならないが、適正に精算が行われていなかった。
- ・ 小口現金出納帳に実際とは異なる日で支払の記帳がされており、出納状況の記録及び現金残高の確認を適正に行っていないかった。

小口現金の出納及び管理については、サービス協会経理規則に従って適正に行うよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(g) 契約事務

サービス協会経理規則に定める一定の金額未満の随意契約（以下「小額の随意契約」という。）について、契約を行う際に価格比較を行うことなく契約し得る基準が明確でないことから、契約決定の際に複数の見積書を徴しているものと徴していないものが混在しており、事務が統一されていなかった。

小額の随意契約に係る契約事務について基準を定める等により、事務を統一するよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

(h) 債権の管理

税務調査により追徴された源泉徴収に係る所得税については、納付した税相当額を債権として会計処理するとともに、対象者から徴収すべきであるが、対象者への請求、督促等を行わず、適切に債権の管理をしていなかった。

債権について適切な管理を行うよう、サービス協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 事業実績報告書の受領

事業実績報告書について、業務委託契約の契約書において、期日を定め提出を求めているが、提出日が記載されていないものを受領していた。

契約の相手方から提出された文書の内容を適切に確認するようにされたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 京都市地域子育て支援ステーション事業の実施に係る補助金	895	児童館等の子育てに関する知識等を活用し地域の育児力の向上を図る等	地域の児童及びその家族を主たる対象とした事業	事業の実施に要した経費から寄付金等の収入を控除した額（1事業当たり100千円を上限）	保健福祉局子育て支援部児童家庭課 （現 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）
(イ) 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給	1,767	民間社会福祉施設における円滑な施設運営支援	民間社会福祉施設の新築等に要した費用のうち金融機関等からの借入に伴う利子	施設が当該年度中に支払う利子の総額	保健福祉局長寿社会部介護保険課 （現 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）
(ウ) 京都市軽費老人ホーム利用料補助金	33,134	軽費老人ホームを利用する高齢者の福祉の向上	軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、利用料の一部を減免した経費	利用料の実支出額と基準額の少ない方から実徴収額を控除し特別運営費を加算	
(エ) 京都市地域密着型施設整備補助金	64,000	地域密着型サービスを行うことを目的とする拠点施設の整備促進	小規模多機能型居宅介護拠点等の整備	1施設当たり32,000千円等	

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(オ) 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金	11,178	介護基盤の緊急整備及び円滑な開設支援	小規模多機能型居宅介護拠点等の施設開設準備等	施設の定員に定員1人当たり621千円を乗じて得た額等	保健福祉局長 寿社会部介護保険課 (現 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)
(カ) 京都市介護サービス山間地域提供協力金	128	山間地域に住所を有する住民の居宅サービス利用の促進	山間地域に住所を有する住民に対する居宅サービス	各居宅サービスの提供につき同協力金交付要綱に定める額	
(キ) 京都市社会福祉法人利用者負担軽減制度実施要綱に基づく助成金	44	低所得で生計が困難である者等の介護保険サービスの利用促進	介護保険サービスの利用者負担の軽減額	軽減を行った額から本来利用者負担収入総額の1%を控除した額の2分の1の額	
合 計	111,148				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市地域子育て支援ステーション事業の実施に係る補助金

児童館（京都市明德児童館，京都市修徳児童館，京都市錦林児童館及び塔南の園児童館）において「左京北部親子サンサン広場」等 26 事業を実施し，補助金 89 万円の交付を受けた。

(イ) 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給

老人福祉施設（特別養護老人ホーム西七条及び特別養護老人ホーム塔南の園）の整備に要した費用のうち，独立行政法人福祉医療機構からの借入に伴う利子補給金 176 万円の交付を受けた。

(ウ) 京都市軽費老人ホーム利用料補助金

ケアハウス久我の杜において，施設入所者の収入に応じた利用料の減免額に対する補助金 3,313 万円の交付を受けた。

(エ) 京都市地域密着型施設整備補助金

a 事業の状況

小規模多機能型居宅介護施設及び認知症高齢者グループホーム施設「地域密着型サービスセンター桂坂」の整備を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	64,000	工事請負費	211,608
団体負担分	156,599	工事事務費	8,991
合 計	220,599	合 計	220,599

(4) 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金

a 事業の状況

小規模多機能型居宅介護施設及び認知症高齢者グループホーム施設「地域密着型サービスセンター桂坂」の整備に伴う施設開設準備として普通自動車等の購入を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	11,178	備品購入費	12,917
団体負担分	1,739		
合 計	12,917		12,917

(5) 京都市介護サービス山間地域提供協力金

山間地域に住所を有する要介護等被保険者に対し、居宅サービス等を提供したことによる協力金 12 万円の交付を受けた。

(6) 京都市社会福祉法人利用者負担軽減制度実施要綱に基づく助成金

修徳特別養護老人ホーム等において、低所得で生計が困難である者等の利用者負担の軽減額に対する助成金 4 万円の交付を受けた。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(7) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付申請書の受付

補助金条例によると補助金の交付を受けようとするものは、市長が定めた期日までに交付申請書を市長に提出するものとされているが、京都市軽費老人ホーム利用料補助金（以下「軽費老人ホーム補助金」という。）について、補助事業者に対して提出期限を超えた日を交付申請書の提出期限として通知していた。また、通知した期限までに提出されたものの本来の期限を経過した申請書について、本来の期限内に申請されたものとして受け付けていた。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付の決定

京都市地域密着型施設整備補助金交付要綱によると、補助金の交付申請は事業の着手前に行わなければならないが、補助の対象となる工事の着工後に補助金の交付申請書を受け付け、着工前の日付に遡って補助金の交付の決定を行っていたものがあつた。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(c) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し通知するものとされているが、軽費老人ホーム補助金について、実績報告書の提出を受けた後も交付額の決定及び補助事業者への通知を行っていなかった。

補助金の交付額の決定等については、前回の財政援助団体等監査においても指摘し、保健福祉局として適正に事務処理を行うよう周知徹底した旨の通知を受けていたところであるが、実情を踏まえ、より実効性のある措置を講じ、同様の事例を生じさせないよう取り組まれたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

サービス協会は、平成 27 年度において、京都市本能特別養護老人ホームなどの特別養護老人ホーム 3 施設、京都市本能老人デイサービスセンターなどのデイサービスセンター 4 施設、京都市本能地域包括支援センターなどの地域包括支援センタ

一 4 施設及び京都市明德児童館などの児童館 3 施設の指定管理者となっている。

このうち、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者となっている京都市明德児童館を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市明德児童館	京都市左京区岩倉忠在地町 215 番地の 2	施設の管理運営	保健福祉局子育て支援部児童家庭課 (現 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 京都市明德児童館の事業に関すること。

(a) 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）

(b) 健全な遊びの場所の提供

(c) 遊びの指導

(d) クラブ活動の育成と指導

b 学童クラブ事業に係る児童館の利用許可に関すること。

c 京都市明德児童館の施設、附属設備及び備品の保守及び安全に関すること。

d その他上記 a, b 及び c の実施に際し、必要と認められること。

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延べ利用者数	38,084	28,985	33,364	33,325	33,865
うち学童クラブ事業	26,376	18,886	19,421	18,203	19,884
うち児童館事業	11,708	10,099	13,943	15,122	13,981

※ 平成 23 年度は明德児童館岩倉分室（平成 23 年 8 月閉館）分を含む。

延べ利用者数は、平成 25 年度以降横ばいとなっている。平成 27 年度の利用者数は、学童クラブ事業では前年度と比べ 1,681 人 (9.2%) の増加となったが、

児童館事業では、1,141人（7.5%）の減少となっている。

(ウ) 収支の状況

事業報告書に基づく平成27年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	23,103	人件費	26,735
利用料金	8,027	事業費	4,509
雑収入等	678		
合 計	31,809	合 計	31,245

収支差額 563千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

9 社会福祉法人行風会

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 児玉博行	設立年月日	平成 7 年 10 月 9 日
事務所所在地	京都市左京区大原戸寺町 380 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ 特別養護老人ホーム大原ホームの設置経営</p> <p>ロ 軽費老人ホーム ケアハウス やまびこの設置経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム 大原ホーム）</p> <p>ロ 老人デイサービスセンター事業 （大原ホーム老人デイサービスセンター） （朱雀老人デイサービスセンター）</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
京都市軽費老人ホーム利用料補助金	37,541	軽費老人ホームを利用する高齢者の福祉の向上	軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、利用料の一部を減免した経費	利用料の実支出額と基準額の少ない方から実徴収額を控除し特別運営費を加算	保健福祉局長 寿社会部介護保険課 (現 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

ケアハウスやまびこの運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	37,541	人件費	49,944
利用者等利用料収入	105,739	事業費	47,220
その他	5,732	事務費等	44,706
合 計	149,014	合 計	141,870

収支差額 7,143 千円

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 補助金の実績報告

補助金条例等によると、補助事業が完了したときは実績報告書を提出するものとされているが、提出していなかった。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう、社会福祉法人行風会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 補助金の交付申請書の受付

補助金条例等によると補助金の交付を受けようとするものは、市長が定めた期日までに交付申請書を市長に提出するものとされているが、補助事業者に対して提出期限を超えた日を交付申請書の提出期限として通知していた。また、通知した期限までに提出されたものの本来の期限を経過した申請書について、本来の期限内に申請されたものとして受け付けていた。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し通知するものとされているが、実績報告書を受領しておらず、補助金の交付額決定を行っていない。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(c) 補助金の交付に係る書類の受領

補助金条例によると、補助金等の交付を受けようとするものは、別に定める事項を記載した申請書を市長に提出するものとされ、また、市会計規則によると、請求書には、請求年月日を記載しなければならないとされているが、申請書及び請求書について、日付を記載せずに提出するよう、補助事業者に対して通知していた。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

10 公益財団法人京都市健康づくり協会

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 田中叡峰	設立年月日	平成 5 年 1 月 8 日
事務所所在地	京都市南区西九条南田町 1 番地の 2		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	市民が安全で効果的な健康づくりを行えるように、健康づくりの理論の確立及び実践のための環境整備に関する事業を行い、市民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市健康づくり協会（以下「健康づくり協会」という。）の基本財産は 5,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課（現 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）である。

イ 事業の状況

- (ア) 健康づくりを図るための実践活動の推進
- (イ) 健康づくりに関する調査、研究及び情報の提供
- (ウ) 健康づくり関連団体等との連携及び協力並びに当該団体等の活動の振興
- (エ) 健康づくり指導者の養成及び研修
- (オ) 京都市健康増進センターの管理運営
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	1,783	3,078	△ 1,294
預金	53,912	54,998	△ 1,086
未収金	7,423	8,481	△ 1,058
前払金	510	646	△ 136
棚卸資産	399	384	14
有価証券	50	50	—
流動資産合計	64,079	67,639	△ 3,560
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	50,000	50,000	—
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
退職給与引当預金	16,689	15,189	1,500
特定資産合計	16,689	15,189	1,500
(3) その他固定資産			
什器備品	23,053	23,053	—
減価償却累計額	△ 22,935	△ 22,842	△ 93
電話加入権	148	148	—
その他固定資産合計	266	359	△ 93
固定資産合計	66,955	65,548	1,406
資産合計	131,034	133,188	△ 2,153
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,505	13,781	△ 4,275
預り金	730	746	△ 16
受入保証金	36	34	2
流動負債合計	10,272	14,561	△ 4,288
2. 固定負債			
退職手当引当金	32,608	29,896	2,712
固定負債合計	32,608	29,896	2,712
負債合計	42,880	44,457	△ 1,576
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	50,000	50,000	—
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(—)
2. 一般正味財産	38,153	38,730	△ 576
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)
正味財産合計	88,153	88,730	△ 576
負債及び正味財産合計	131,034	133,188	△ 2,153

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	790	790	—
健康増進事業収入	123,840	128,151	△ 4,311
健康度測定等事業収入	6,740	5,423	1,316
健康増進センター管理受託事業収入	78,612	79,869	△ 1,256
雑収益	495	455	40
経常収益計	210,478	214,689	△ 4,211
(2) 経常費用			
事業費	208,221	214,811	△ 6,590
管理費	2,834	3,042	△ 208
経常費用計	211,055	217,854	△ 6,799
当期経常増減額	△ 576	△ 3,164	2,588
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職手当引当金取崩益	—	1,867	△ 1,867
経常外収益計	—	1,867	△ 1,867
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	1,867	△ 1,867
当期一般正味財産増減額	△ 576	△ 1,297	721
一般正味財産期首残高	38,730	40,028	△ 1,297
一般正味財産期末残高	38,153	38,730	△ 576
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産からの振替額	—	—	—
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	—
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	—
III 正味財産期末残高	88,153	88,730	△ 576

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 見積書の徴収

公益財団法人京都市健康づくり協会経理規程によると、契約については、当該規程に定めるもののほか、京都市の例によるとされているが、10万円を超える随意契約の締結において、複数の者から見積書を徴していないものがあった。

見積書の徴収については、健康づくり協会を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたところであるが、同様の問題が再び見られたものであるため、随意契約により10万円を超える契約を締結する場合は、複数の者から見積書を徴するよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

健康づくり協会は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、京都市健康増進センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市健康増進センター (愛称「ヘルスピア21」)	京都市南区西九条南田町 1番地の2	施設の管理運営	保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 (現 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 健康の保持及び増進に資する市民の活動のための施設の提供
- b 京都市健康増進センターの維持管理に係る業務

c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
運動施設利用者 (うち定期券利用者)	99,791 (48,438)	99,936 (49,284)	98,247 (47,371)	106,459 (52,927)	103,778 (50,044)
健康づくり教室参加者	10,016	10,256	10,536	10,705	10,769

平成 27 年度の運動施設利用者は、前年度に比べ 2,681 人 (2.5%) 減少したが、健康づくり教室参加者は、前年度に比べ 64 人 (0.6%) 増加した。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 27 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	78,612	人件費	57,977
利用料金収入	101,737	事業費	81,567
		委託費	34,082
		小額修繕費	3,957
		その他	2,181
合 計	180,349	合 計	179,767

収支差額 582 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用料金収入	116,918	120,803	102,519	101,862	101,737

平成 27 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 12 万円 (0.1%) の減少となった。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 利用料金の徴収

京都市健康増進センターの利用に伴う料金の徴収について、指定管理者は京都市健康増進センター条例（以下「健康増進センター条例」という。）に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収することとされているが、次のような事例があった。

- ・ 一部の利用料金について、承認の手続を経ずに料金を定めて徴収していた。
- ・ 駐車場の利用料金について、承認を受けた金額と実際に徴収している金額が相違していた。

健康増進センター条例に従い、適正な事務を行うよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。

(b) 施設の利用許可

健康増進センター条例等によると、施設の一部を専用して利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならないとされているが、次のような事例があった。

- ・ 市長宛ての利用許可申請書を受理していた。
- ・ 市長名で利用許可を行っていた。

健康増進センター条例等に従い、指定管理者名で行うよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。

(c) 事業報告書の提出

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定管理者指定手続条例」という。）等によると、事業報告書の提出は、毎年度終了後 60 日以内にしなければならないとされているが、この期限内に提出していなかった。

指定管理者指定手続条例等に従い、期限内に提出するよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定め

る事業報告書には、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載し提出しなければならないとされているが、指定管理業務以外の事業に係る収入及び支出を含めて記載した事業報告書を受領していた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

(b) 開所時間及び休所日

京都市健康増進センターの健康度測定のために供する部分について、健康増進センター条例第4条に規定する開所時間及び休所日と実際の運営状況が相違していた。

条例の規定と施設の運営について整合を図るよう改められたい。

(c) 利用料金の徴収根拠

京都市健康増進センターの利用において、プリペイドカードの発行や定期利用券に係る登録料を設定しているが、当該料金について、健康増進センター条例等に定めがなく、徴収する根拠が不明確であった。

地方自治法等に従い、徴収根拠を明確にするよう改められたい。

(d) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき、本市から貸与している物品について、次のような事例があった。

- ・ 市の備品台帳に記録はあるが、物品の貸与及び管理に関する協定書に記載していないものがあった。
 - ・ 指定管理業務において、使用見込のない多数の物品を貸与していた。
- 貸与物品の適正な管理に向けて、具体的に取り組まれたい。

11 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 青山吉隆	設立年月日	平成9年10月1日
事務所所在地	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	歴史都市・京都の美しい景観と良好な環境づくりを目指した市民、行政、企業、大学等の協働によるまちづくりを広く支援、誘導する諸活動を通じて、京都の都市としての品格を高めるとともに、住民主体のまちづくりの実現と都市活力の向上に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「景観・まちづくりセンター」という。)の基本財産は6,000万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、都市計画局まち再生・創造推進室である。

イ 事業の状況

- (ア) 各種情報の収集、発信及び啓発
- (イ) 市民等の活動に対する総合的支援
- (ウ) 各種の調査、研究
- (エ) 各種団体等との交流及び協働活動
- (オ) 歴史的建造物の保全、再生、活用に関する各種の支援及び普及、啓発
- (カ) 公共人材育成に関する教育及び研修
- (キ) 景観整備機構に関わる業務
- (ク) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (ケ) 前各号に掲げる事業に関する業務の他機関等からの受託

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	62,463	63,033	△569
未収金	6,960	3,000	3,960
前払金	—	50	△50
流動資産合計	69,423	66,083	3,340
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	100	100	—
投資有価証券	59,900	59,900	—
基本財産合計	60,000	60,000	—
(2) 特定資産			
基金積立資産			
まちづくりファンド基金積立資産	92,956	88,197	4,759
クラウドファンド基金積立資産	20,000	—	20,000
事業積立資産			
20周年事業資産	3,000	2,000	1,000
京町家再生プロジェクト事業資産	16,396	—	16,396
特定資産合計	132,353	90,197	42,156
(3) その他固定資産			
什器備品	2,253	3,975	△1,722
ソフトウェア	46	74	△27
その他固定資産合計	2,299	4,050	△1,750
固定資産合計	194,653	154,247	40,405
資産合計	264,077	220,330	43,746
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,475	7,783	691
未払消費税等	1,045	977	68
前受金	538	850	△312
預り金	724	448	275
仮受金	15	19	△3
流動負債合計	10,799	10,079	719
2. 固定負債			
固定負債合計	—	—	—
負債合計	10,799	10,079	719
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出捐金	60,000	60,000	—
地方公共団体助成金	10,000	—	10,000
民間助成金	26,396	—	26,396
寄附金	92,030	87,145	4,885
指定正味財産合計	188,427	147,145	41,281
(うち基本財産への充当額)	(60,000)	(60,000)	—
(うち特定資産への充当額)	(127,274)	(87,145)	40,129
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(5,078)	(3,051)	2,027
正味財産合計	253,278	210,251	43,027
負債及び正味財産合計	264,077	220,330	43,746

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,138	1,138	—
特定資産運用益	0	2	△2
受取会費	2,645	2,570	75
事業収益	59,509	51,182	8,327
受取補助金等	51,252	44,622	6,629
受取寄付金	6,150	6,380	△230
雑収益	92	77	15
経常収益計	120,787	105,972	14,815
(2) 経常費用			
事業費	112,904	77,308	35,596
管理費	6,138	14,630	△8,492
経常費用計	119,042	91,938	27,103
当期経常増減額	1,745	14,033	△12,288
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	—	0	△0
経常外費用計	—	0	△0
当期経常外増減額	—	△0	0
当期一般正味財産増減額	1,745	14,033	△12,288
一般正味財産期首残高	63,105	49,071	14,033
一般正味財産期末残高	64,850	63,105	1,745
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	1,138	1,138	—
特定資産運用益	8,631	1,328	7,302
受取補助金等	36,396	—	36,396
受取寄付金	2,404	2,820	△416
一般正味財産への振替額	△7,288	△7,518	230
当期指定正味財産増減額	41,281	△2,230	43,512
指定正味財産期首残高	147,145	149,376	△2,230
指定正味財産期末残高	188,427	147,145	41,281
III 正味財産期末残高	253,278	210,251	43,027

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 総勘定元帳の作成

総勘定元帳については、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター経理規程（以下「景観・まちづくりセンター経理規程」という。）において会計帳簿の主要簿として規定されているが、財務諸表と一致していないものがあった。

景観・まちづくりセンター経理規程等に沿って適切な総勘定元帳を作成するよう、景観・まちづくりセンターに対して指導し、改められたい。

(b) タクシーチケットの使用及び管理

業務上必要なタクシーチケットの取扱いは、京都市景観・まちづくりセンター財団経費によるタクシー乗車に関する要綱（以下「景観・まちづくりセンター財団経費によるタクシー乗車に関する要綱」という。）に従い、京都市の例に順じて取り扱うこととされているが、次のような事例があった。

- ・ 景観・まちづくりセンター財団経費によるタクシー乗車に関する要綱において、「事務局次長が定める」としているものについて、要領等を定めていなかった。
- ・ 簿冊受払簿に記入していないタクシーチケット簿冊があった。
- ・ タクシーチケットの交付後、使用を取りやめた場合に速やかに返納していなかった。
- ・ 交付整理簿について、タクシーチケットの返納を記載していなかった。
- ・ 他の公共交通機関の運行開始前又は途絶する時間を超えて勤務を行う場合に使用するタクシーチケットは、所属長が交付するものとされているが、保管責任者が交付していた。
- ・ 使用報告書について、払出しを受けた職員とは別の職員が使用報告をしていた。

タクシーチケット取扱要領等の規程を整備するとともに、景観・まちづく

りセンター財団経費によるタクシー乗車に関する要綱等に従い、適切にタクシーチケットの使用及び管理を行うよう、景観・まちづくりセンターに対して指導し、改められたい。

(c) 販売図書在庫管理

販売図書について、在庫管理簿の記入を誤っていたものがあった。

販売図書は、その売上が現金収入となるものであるため、管理簿により厳格に在庫管理を行うよう、景観・まちづくりセンターに対して指導し、改められたい。

(d) 消せる筆記用具の使用

職務上作成、管理する文書は、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、タクシーチケット及び消耗品台帳の記入において、消せる筆記用具を使用していたものがあった。

職務上作成、管理する文書は、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず、適正に作成するよう、景観・まちづくりセンターに対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター補助金	51,030	景観の保全・創造, 質の高い住環境の形成など本市の都市特性の更なる伸長に寄与するため	景観・まちづくりに関する啓発・情報提供, 相談, 学習・研修, 活動支援, 交流促進, 研究・開発等の事業	予算の範囲内で, 左記の事業に要する経費のうち, 市長が必要かつ適当と認める額	都市計画局 まち再生・創造推進室
(イ) 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業補助金	10,222	クラウドファンディングの手法を活用して空き家となった京町家の活用に関する事業に対する支援を行うため	京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業		
合計	61,252				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター補助金

a 事業の状況

景観・まちづくりに関する啓発・情報提供, 相談, 学習・研修, 活動支援, 交流促進, 研究・開発等の事業運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	51,030	人件費	43,428
		物件費	9,936
合計	51,030	合計	53,365

収支差額 △2,335 千円

(イ) 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業補助金

a 事業の状況

京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	10,222	積立金	10,000
		事務経費	222
合 計	10,222	合 計	10,222

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

景観・まちづくりセンターは、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間、京都市景観・まちづくりセンターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市景観・まちづくりセンター	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	施設の管理運営	都市計画局まち再生・創造推進室

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 景観・まちづくり活動のための施設の提供
- b 景観・まちづくり活動に関する相談
- c 景観・まちづくり活動に関する情報の収集及び提供
- d 景観・まちづくり活動に関する資料の展示
- e 景観・まちづくり活動に関する講座等の開催
- f 景観・まちづくり活動を行うもの相互の間の交流の促進
- g 京都市景観・まちづくりセンターの維持管理に係る業務
- h 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
来館者数	70,936	69,797	59,626	60,554	55,430
京のまちかど展示 コーナー来場者数	33,466	32,187	29,798	24,118	23,696

平成 27 年度の来館者数は、前年度に比べ 5,124 人 (8.5%) の減少となった。平成 26 年度に展示機器のリニューアル工事を実施した京のまちかど展示コーナーの平成 27 年度の来場者数は、前年度に比べ 422 人 (1.7%) の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 27 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	45,360	人件費	22,200
		事業費	2,894
		委託費	10,327
		小額修繕費	86
		その他	5,912
合 計	45,360	合 計	41,421

収支差額 3,938 千円

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 公金収納に係る事務

市会計規則に基づき、公金収納受託者が作成する領収調書、収納金出納簿及び収納金日計報告書について、確認印として公金収納受託者の個人印を押印する必要があるが、事前に歳入徴収者に変更を届け出ることなく、他の職員等の印で押印していた。

公金収納受託に係る事務を適切に行うよう、景観・まちづくりセンターに対して指導し、改められたい。

12 一般財団法人京都市都市整備公社

(1) 団体の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 山崎糸治	設立年月日	昭和 43 年 9 月 16 日
事務所所在地	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 167 番		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>ア 京都市内及びその周辺地域における駐車場の設置、管理及び運営を行うとともに、交通安全思想を普及徹底することにより、道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に寄与すること。</p> <p>イ 都市計画区域内における土地区画整理事業の施行並びに、土地区画整理事業及び公共施設造成事業の啓発及び育成を行い、事業の促進と向上発展を図り、もって公共の福祉に寄与すること。</p>		

ア 出資の状況

一般財団法人京都市都市整備公社（以下「都市整備公社」という。）の基本財産は 1,100 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、建設局自転車政策推進室及び都市整備部市街地整備課である。（現在の所管は、建設局建設企画部建設総務課である。）

イ 事業の状況

- (ア) 駐車場の設置及び運営管理並びに管理の受託
- (イ) 駐車場の整備拡充のための広報
- (ウ) 道路交通の円滑化及び道路交通環境の改善に資するための調査研究並びに関係行政機関への協力
- (エ) 交通環境の改善及び地域振興に資するための助成事業
- (オ) 交通安全教育及び交通安全運動の推進
- (カ) レンタル事業
- (キ) 排水機場の管理受託
- (ク) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業実施の啓発及び奨励
- (ケ) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業施行に関する指導、調査及び研究
- (コ) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業に関する事務の受託
- (サ) 土地区画整理事業資金借入れのあっせん
- (シ) 土地区画整理事業に係る研究会及び講習会の開催
- (ス) 土地区画整理事業施行者相互の連絡

(セ) その他目的を達成するために必要と認められる事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	35,113	33,986	1,127
小口現金	17	28	△10
当座預金	2,689	2,330	358
普通預金	127,671	76,307	51,364
定期預金	648,000	900,000	△252,000
未収金	115,322	91,175	24,147
立替金	2,912	2,564	348
貯蔵品	812	568	244
前払金	9,441	14,353	△4,912
仮払税金	594	492	101
流動資産合計	942,576	1,121,806	△179,230
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	10,000	10,000	—
定期預金	1,000	1,000	—
基本財産合計	11,000	11,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	325,460	341,498	△16,038
事業費補填引当資産	240,000	270,000	△30,000
特定資産合計	565,460	611,498	△46,038
(3) その他固定資産			
土地	730,987	730,987	—
建物	250,830	268,666	△17,835
建物附属設備	14,307	17,085	△2,777
構築物	161,107	191,752	△30,644
機械及び装置	50,002	68,553	△18,550
什器備品	133,883	144,637	△10,754
車両運搬具	1,101	2,155	△1,053
一括償却資産	902	678	224
電話加入権	2,471	2,471	—
ソフトウェア	3,717	11,553	△7,835
投資有価証券	9,403	—	9,403
保証金	22,029	21,629	400
その他固定資産合計	1,380,747	1,460,171	△79,423
固定資産合計	1,957,207	2,082,669	△125,461
資産合計	2,899,784	3,204,476	△304,691
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	9,741	5,533	4,208
未払退職金	28,889	25,419	3,470
未払金	368,374	567,887	△199,513
未払費用	19,183	18,202	981
賞与引当金	29,733	29,770	△37
前受金	—	341	△341
流動負債合計	455,922	647,153	△191,231
2. 固定負債			
長期借入金	162,552	189,644	△27,092
退職給付引当金	325,460	341,498	△16,038
固定負債合計	488,012	531,142	△43,130
負債合計	943,934	1,178,296	△234,361
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	11,000	11,000	—
(うち基本財産への充当額)	(11,000)	(11,000)	(—)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	1,944,849	2,015,179	△70,330
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(565,460)	(611,498)	(△46,038)
正味財産合計	1,955,849	2,026,179	△70,330
負債及び正味財産合計	2,899,784	3,204,476	△304,691

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	24	24	—
特定資産運用益	1,947	2,021	△74
事業収益	2,084,571	2,301,602	△217,031
雑収益	24,898	38,375	△13,477
経常収益計	2,111,441	2,342,024	△230,583
(2) 経常費用			
事業費	1,642,034	1,711,920	△69,885
管理費	302,959	375,659	△72,699
経常費用計	1,944,993	2,087,579	△142,585
当期経常増減額	166,447	254,444	△87,997
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩収益	17,311	14,097	3,214
経常外収益計	17,311	14,097	3,214
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	13,568	20,185	△6,617
法人税等支出	520	183	337
寄附金支出	240,000	250,000	△10,000
経常外費用計	254,088	270,368	△16,280
当期経常外増減額	△236,777	△256,271	19,494
当期一般正味財産増減額	△70,330	△1,826	△68,503
一般正味財産期首残高	2,015,179	2,017,006	△1,826
一般正味財産期末残高	1,944,849	2,015,179	△70,330
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	11,000	11,000	—
指定正味財産期末残高	11,000	11,000	—
III 正味財産期末残高	1,955,849	2,026,179	△70,330

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 規程等の整備

都市整備公社の基本的な経理に関する事務については、一般財団法人京都市都市整備公社経理規程等に基づき行っているが、タクシーチケット及びプリペイドカード等の使用基準や管理方法を定めていなかった。

具体的な取扱いについて規程等を定めようとして、事務処理を行うよう、都市整備公社に対して指導し、改められたい。

(b) 消せる筆記用具の使用

職務上作成、管理する文書は、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、決定書等の記入において、消せる筆記用具を使用していたものがあつた。

職務上作成、管理する文書は、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず、適正に作成するよう、都市整備公社に対して指導し、改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

都市整備公社は、平成 27 年度において、京都市円山駐車場などの市営自動車駐車場 7 施設と京都市大宮交通公園の指定管理者となっている。

また、公益社団法人京都市シルバー人材センターと共に、京都市自転車等駐車場管理コンソーシアムとして、京都市国際会館駅自転車等駐車場などの市営自転車等駐車場 13 施設と京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の指定管理者となっている。

このうち、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間、指定管理者となっている京都市円山駐車場を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市円山駐車場	京都市東山区祇園町北側	施設の管理運営	建設局自転車政策推進室

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 駐車場の供用に係る業務
- b 駐車場の維持管理に係る業務
- c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一時利用台数	64,870	63,306	62,220	64,348	62,104
定期利用台数	6,103	5,739	5,342	5,124	5,772
合 計	70,973	69,045	67,562	69,472	67,876

平成 27 年度の一時利用台数は 62,104 台で前年度と比べ 2,244 台 (3.5%) の減少となったが、定期利用台数については 5,772 台で前年度と比べ 648 台 (12.6%) の増加となり、全体の利用台数については 67,876 台で前年度と比べ 1,596 台 (2.3%) の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 27 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	47,000	人件費	35,373
		事業費	11,787
		委託費	3,119
		小額修繕費	426
合 計	47,000	合 計	50,707

収支差額 △3,707 千円

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 公金収納に係る事務

市会計規則に基づき、公金収納受託者が作成する収納金出納簿及び収納金報告書について、確認印として公金収納受託者の個人印を押印する必要があるが、事前に歳入徴収者に変更を届け出ることなく、他の職員の印で押印していた。

公金収納受託に係る事務を適切に行うよう、都市整備公社に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与物品の管理

本市から都市整備公社に対して指定管理業務に要する物品を貸与しているが、指定管理に関する協定書に定めていなかった。

京都市物品会計規則の趣旨に沿って、協定書に基づき貸与するよう改められたい。

(監査事務局)